

平成 29 年 9 月 30 日、佐藤弁護士、池本弁護士、堤弁護士、田代弁護士、小山弁護士が交通事故に関する講演会に参加しました。

本公演ではまず、「肩関節～腱板断裂を中心に～」とテーマで、日本手外科学会認定手外科専門医の池上博康医師の公演が行われました。この中で、交通事故による受傷でしばしばみられる腱板断裂について基本的な医学的知識の説明がありました。

次に、東京地方裁判所における交通事故訴訟の専門部である民事第 27 部の裁判官による公演が行われました。

最初に、同部の部総括裁判官である谷口裁判官から、最近の東京地裁民事交通訴訟の事情に関する説明がありました。近年、裁判の総数は減少傾向にあるのに対し、交通事故訴訟は年々増加しており、平成 28 年度は前年より 7.2%増加しており、平成 29 年度も 9 月時点の前年比で 8.6%増加しているとの報告がありました。

続いて、同部の影山裁判官から女子年少者の逸失利益算定における基礎収入について説明がありました。年少者の場合は、まだ収入を得ていないため、その時点での現実の基礎収入の算定をすることができません。そのため、基礎収入については、平均賃金を基に算定することになります。裁判例の調査の結果では、女子の年齢や学歴によって、女子の平均賃金により算定するものと、男女の平均賃金により算定するものに分かれているとのことでした。

次に、同部の吉岡裁判官より、整骨院における施術費に関する裁判所の考え方について説明がありました。近年、交通事故の事案において自由診療による施術費の高額化が問題となっています。裁判所としては、必要かつ相当な治療行為のみを賠償の対象とし、これを超える施術がなされている場合には、施術費の総額の一定割合のみを認める傾向にあるとの報告がなされました。

最後に、同部の武富裁判官から、給与所得者の休業損害を算定する上での問題点として、1 日当たりの休業損害額をどのように計算するかの方の考え方と、年次有給休暇を使用した場合の休業損害の発生について説明がありました。

今年度の講演会は、交通事故実務でしばしば問題となるテーマが多かったため、今後の業務に生かしてまいります。

以上